平成２１年（フ）第１６５２７号
千葉県野田市清水438―103
破産者　土屋　朋子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５２８号
千葉県松戸市日暮７丁目440　日章ビル５Ｆ
破産者　大月　一葵
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５６３号
静岡県浜松市南区三和町91―２
破産者　戸田　隆二
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５９０号
神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目33―50第１一引荘102
破産者　笹渡　一夫
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５７０９号
東京都大田区仲六郷１丁目42番４号
破産者　医療法人社団文和会
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５７１０号
東京都大田区仲六郷２丁目16―７―101、開始決定時の住所神奈川県横浜市金沢区平潟町31―１―102
破産者　荻野　和彰
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６２１４号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492―５―Ｊ―２―202、開始決定時の住所埼玉県川越市古谷上谷上6083―７―M―２―304
破産者　白田　善則
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６２１５号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492―５―Ｊ―２―202、開始決定時の住所埼玉県川越市大字古谷上6083―７―M―２―304
破産者　白田　節子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３８６号
千葉県柏市豊住２丁目３―10―B101、開始決定時の住所千葉県柏市豊町２丁目４―18―810
破産者　内尾　裕未
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３８５号
東京都板橋区大谷口上町14―１―302
破産者　河渡　辰郎
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１３１号
東京都八王子市諏訪町1923―１―４―311
破産者　飛田登等夫
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５４５号
東京都足立区谷中４丁目18―13―205
破産者　松田　順二
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５４６号
東京都足立区谷中４丁目18―13―205
破産者　松田　桂子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８５２号
東京都練馬区大泉学園町８丁目２―25―201、開始決定時の住所東京都練馬区大泉町３丁目33―20
破産者　坂谷　一葉
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７７４号
東京都江戸川区東小岩３丁目11―15
破産者　戸井田忠晴
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８７１号
東京都足立区大谷田５丁目27―15―106
破産者　長坂　　覚
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８７２号
東京都足立区大谷田５丁目27―15―106
破産者　長坂　久美
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４１７号
東京都板橋区前野町１丁目22―１―103
破産者　高島　建司
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２１号
東京都杉並区南荻窪２丁目21―10―202
破産者　山下喜代治
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２２号
東京都杉並区南荻窪２丁目21―10―202
破産者　山下けさ子（旧姓名取）
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７４０号
神奈川県伊勢原市下糟屋2397
破産者　能條　啓明
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部